

居住地からの往復の距離が陸路八キロメートル未満の場合	一旅行につき	三、六〇〇円
居住地からの往復の距離が陸路八キロメートル以上三十キロメートル未満の場合	一旅行につき	四、四〇〇円
居住地からの往復の距離が陸路三十キロメートル以上六十キロメートル未満の場合	一旅行につき	五、五〇〇円
居住地からの往復の距離が陸路六十キロメートル以上百キロメートル未満の場合	一旅行につき	七、〇〇〇円
居住地からの往復の距離が陸路百キロメートル以上百五十キロメートル未満の場合	一旅行につき	八、九〇〇円
居住地からの往復の距離が陸路百五十キロメートル以上二百キロメートル未満の場合	一旅行につき	一〇、七〇〇円
居住地からの往復の距離が陸路二百キロメートル以上の場合	一旅行につき	一二、九〇〇円

備考

- 一 秋田県議会会議規則（昭和三十二年秋田県議会規則第一号）第七条第一項本文の規定により会議を開かない日における旅行（備考三）に伴う旅行を除く。）については、支給しない。
- 二 同一の日において複数の旅行をしたときに支給する旅費の額は、一旅行分の額とする。
- 三 次のいずれかに該当する場合には、一夜につき一〇、八〇〇円を支給する。
 - (一) 居住地からの往復の距離が陸路百キロメートル以上の者が、備考一に規定する会議を開かない日を除き、招集地に宿泊したとき（議会又は委員会の最終日にあつては、会議が午後六時後に終了したことにより招集地に宿泊したときに限る。）。
 - (二) 居住地からの往復の距離が陸路百キロメートル未満の者が会議が午後六時後に終了したことにより招集地に宿泊したとき。
 - (三) (一)及び(二)に掲げる場合を除き、議会の招集に応じるため又は委員会に出席するため、必要により、会議の日の前日に招集地に宿泊したとき。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

秋田県条例第四号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。
第二十三条の三の四第一項中「第九条第二項」を「第十条第二項」に改める。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

秋田県条例第五号

特別職の職員で非常勤のものものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものものの報酬および費用弁償に関する条例（昭和三十一年秋田県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表中「国民健康保険審査会の委員」を「国民健康保険審査会の委員
後期高齢者医療審査会の委員」に改める。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

秋田県条例第六号

秋田県地域振興事業基金条例を廃止する条例

秋田県地域振興事業基金条例（昭和六十三年秋田県条例第一号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成二十年三月三十一日から施行する。

秋田県条例第七号

秋田県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例の一部を改正する条例

秋田県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例（平成五年秋田県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。
第二条中第四号を削り、第五号を第四号とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田県条例第八号

秋田県介護保険法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

秋田県介護保険法関係手数料徴収条例(平成十二年秋田県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

第二条中「次」を「別表」に改め、同条各号を削る。

第三条第一項中「前条第一号」を「別表第一号」に改め、同条第二項中「前条第二号」を「別表第二号」に改め、同条第三項中「行う」の下に「研修のうち」を加え、「前条第三号」を「別表第三号の手数料を、更新研修の受講の申込みをする者は同表第十号」に改め、同条第四項中「前条第十三号」を「別表第十五号」に改め、同条第五項中「前条第十四号」を「別表第十六号」に改める。

第四条中「申請があったとき(第二条第一号)」を「別表第一号」に、「同条第三号」を「同表第三号、第七号、第十号及び第十七号」に、「同条第十三号及び第十四号」を「同表第十五号及び第十六号」に、「とき」を「とき、その他の手数料にあっては申請があったとき」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第二条関係)

区 分	手数料の額(一件につき)
一 法第六十九条の二第一項の規定による介護支援専門員実務研修受講試験の実施に関する事務のうち法第六十九条の十一第一項の試験問題作成事務	千円
二 法第六十九条の二第一項の規定による介護支援専門員実務研修受講試験の実施に関する事務のうち前号に規定する事務以外の事務	七千円
三 法第六十九条の二第一項の規定による介護支援専門員実務研修の受講の申込み	一万五千元
四 法第六十九条の二第一項の規定による介護支援専門員の登録の申請	二千五百円
五 法第六十九条の三の規定による介護支援専門員の登録の移転の申請	千三百円
六 法第六十九条の七第一項の規定による介護支援専門員証の交付の申請	千七百円
七 法第六十九条の七第二項の規定による介護支援専門員証の交付に係る研修の受講の申込み	一万六千元

<p>八 法第六十九条の七第五項の規定による介護支援専門員証の交付の申請</p>	<p>千七百元</p>
<p>九 法第六十九条の八第一項の規定による介護支援専門員証の有効期間の更新の申請</p>	<p>千六百元</p>
<p>十 法第六十九条の八第二項の規定による更新研修の受講の申込み (一) 介護支援専門員証の交付を受けた者でその有効期間内に介護支援専門員の業務に従事した経験を有するものに 係るもの (二) 介護支援専門員証の有効期間の更新を受けた者でその有効期間内に介護支援専門員の業務に従事した経験を有 するものに係るもの (三) 介護支援専門員証の交付又は有効期間の更新を受けた者で(一)及び(二)のいずれにも該当しないものに係るもの</p>	<p>一万六千元 八千元 一万六千元</p>
<p>十一 介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号) 第一百十三条の二十三第一項の規定による介護支援専門 員証の書換え交付の申請</p>	<p>千六百元</p>
<p>十二 介護保険法施行規則第一百十三条の二十五第一項の規定による介護支援専門員証の再交付の申請</p>	<p>千六百元</p>
<p>十三 法第九十四条第一項の規定による介護老人保健施設の開設の許可の申請</p>	<p>六万三千元</p>
<p>十四 法第九十四条第二項の規定による介護老人保健施設の入所定員等の変更(構造設備の変更を伴うものに限る。)の許可の申請</p>	<p>三万三千元</p>
<p>十五 法第一百五十五条の二十九第二項の規定による介護サービス情報の調査 (一) 訪問介護に係るもの (二) 訪問入浴介護に係るもの (三) 訪問看護に係るもの (四) 訪問リハビリテーションに係るもの (五) 通所介護に係るもの (六) 通所リハビリテーションに係るもの (七) 特定施設入居者生活介護に係るもの (八) 福祉用具貸与に係るもの (九) 居宅介護支援に係るもの (十) 介護福祉施設サービスに係るもの (十一) 介護保健施設サービスに係るもの (十二) 介護療養施設サービスに係るもの</p>	<p>四万六千三百円 四万三千九百円 四万三千九百円 三万七千九百円 四万六千三百円 四万三千三百円 四万七千七百円 三万五千八百円 三万五千八百円 五万七千七百円 四万八千九百円 四万七千七百円</p>

<p>十六 法第百十五條の二十九第三項の規定による介護サービス情報の公表</p>	<p>一万三千九百円</p>
<p>十七 介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)第三十七條の十五第一項の規定による地域包括支援センターの職員に対する研修の受講の申込み</p>	<p>二万五千元</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田県条例第九号

秋田県後期高齢者医療財政安定化基金条例

(趣旨)

第一条 この条例は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第百十六條第一項の規定に基づく秋田県後期高齢者医療財政安定化基金(以下「基金」という。)の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(管理)

第二条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、最も確実かつ有利な有価証券に代えて保管することができる。

(繰替運用)

第三条 知事は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(相殺のための処分)

第四条 知事は、基金に属する現金を預金等(預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第二条第二項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)第二条第二項に規定する貯金等をいう。以下同じ。)として金融機関等(預金保険法第二条第一項に規定する金融機関及び農水産業協同組合貯金保険法第二条第一項に規定する農水産業協同組合をいう。以下同じ。)に預け入れ、又は信託している場合において、当該金融機関等に係る保険事故(預金保険法第四十九條第二項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第四十九條第二項各号に掲げる保険事故をいう。)が発生したときは、当該金融機関等に対する借入債務(県が保証契約により負担することとなる債務を含む。)と当該預金等に係る

る債権を相殺するため、基金の全部又は一部を処分することができる。

(拋出率)

第五条 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令(平成十九年政令第三百二十五号)第十九条第一項の条例で定める割合は、一万分の五とする。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

秋田県条例第十号

秋田県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例

秋田県国民健康保険調整交付金条例(平成十七年秋田県条例第九十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令」を「国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令」に改める。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

秋田県条例第十一号

秋田県知的障害福祉施設条例等の一部を改正する条例

(秋田県知的障害福祉施設条例の一部改正)

第一条 秋田県知的障害福祉施設条例(平成十七年秋田県条例第六十八号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「又は証明書」を「、証明書又は検案書(以下「診断書等」という。)」に改め、同条第三項中「診断書又は証明書」を「診断書等」に改める。

別表第一号(二)の表死体の処置の項中「一、〇〇〇円」を「五、五〇〇円」に改め、別表第二号の表を次のように改める。

区	分	手	数	料	の	額(一通につき)
診断書の交付						三、一五〇円
						二、一〇〇円
						五、二五〇円
証明書の交付						一、五七〇円
検案書の交付						三、一五〇円

備考 同一内容の診断書等を二通以上交付するときの二通目からの手数料の額は、この表の規定にかかわらず、一通につき二百十円とする。

(秋田県太平療育園条例の一部改正)

第二条 秋田県太平療育園条例(平成十七年秋田県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「又は証明書」を「、証明書又は検案書(以下「診断書等」という。)」に改め、同条第三項中「診断書又は証明書」を「診断書等」に改める。

別表第一号の表死体の処置の項中「一、〇〇〇円」を「五、五〇〇円」に改め、別表第二号の表を次のように改める。

区	分	手	数	料	の	額(一通につき)
診断書の交付						三、一五〇円
						二、一〇〇円
						五、二五〇円
証明書の交付						一、五七〇円
検案書の交付						三、一五〇円

備考 同一内容の診断書等を二通以上交付するときの二通目からの手数料の額は、この表の規定にかかわらず、一通につき二百十円とする。

(秋田県小児療育センター条例の一部改正)

第三条 秋田県小児療育センター条例(平成十七年秋田県条例第七十号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「又は証明書」を「、証明書又は検案書(以下「診断書等」という。)」に改め、同条第三項中「診断書又は証明書」を「診断書等」に改める。

別表第一号の表死体の処置の項中「一、〇〇〇円」を「五、五〇〇円」に改め、別表第二号の表を次のように改める。

区	分	手数料の額(一通につき)	
		手	料
診断書の交付	死亡診断書	三、一五〇円	
	知事が定める様式による診断書	二、一〇〇円	
	その他の診断書	五、二五〇円	
証明書の交付		一、五七〇円	
検案書の交付		三、一五〇円	

備考 同一内容の診断書等を二通以上交付するときの二通目からの手数料の額は、この表の規定にかかわらず、一通につき二百十円とする。

(秋田県精神保健福祉センター条例の一部改正)

第四条 秋田県精神保健福祉センター条例(昭和五十四年秋田県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「前項の」及び「(以下「使用料等」という。)」を削り、「次」を「別表」に改め、同条各号を削る。

第五条中「使用料等」を「使用料及び手数料」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第三条関係)

一 使用料

区	分	使用料の額
診療		診療報酬の算定方法(平成十八年厚生労働省告示第九十二号)に基づき算定した額

二 手数料

区 分	手 数 料 の 額 (一通につき)
診断書の交付	二、一〇〇円
証明書の交付	一、五七〇円

備考 同一内容の診断書又は証明書を二通以上交付するときの二通目からの手数料の額は、この表の規定にかかわらず、一通につき二百十円とする。

(秋田県総合保健センター条例の一部改正)

第五条 秋田県総合保健センター条例(昭和六十一年秋田県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。
別表第二号(一)及び(二)を削り、同号に次の表を加える。

区 分	手 数 料 の 額 (一通につき)
診断書の交付	二、一〇〇円
証明書の交付	二、一〇〇円

備考 同一内容の診断書又は証明書を二通以上交付するときの二通目からの手数料の額は、この表の規定にかかわらず、一通につき二百十円とする。

附 則

- 1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に依頼を受けた秋田県太平療育園及び秋田県小児療育センターにおける死体の処置に係る使用料の額並びに同日前に依頼を受けた秋田県心身障害者コロニー、秋田県太平療育園、秋田県小児療育センター、秋田県精神保健福祉センター及び秋田県総合保健センターにおける診断書、証明書及び検案書の交付に係る手数料の額については、なお従前の例による。

秋田県条例第十二号